

IFRSをめぐる動向 第63回 金融資産の減損プロジェクトの動向(2014年2月までの審議状況)(下)

今回は前回(No.3159)に引き続き、国際会計基準審議会(IASB)における金融資産の減損プロジェクトの動向について解説いたします。

Ⅲ IASBにおける審議の概要(続き)

4. ローン・コミットメントと金融保証契約

ローン・コミットメント、金融保証契約を供与している企業(主として金融機関)は、これらの金融商品について貸出金などの金融資産と同様の方法によりその信用リスクを管理しています。このため、再公開草案「予想信用損失」(以下、「再公開草案」とする)はローン・コミットメントと金融保証契約についても提案されている予想信用損失の一般モデルを適用し、会計処理すべきとしています。また、ここでの予想信用損失を測定する期間については、契約上の期間を用いることが提案されています。

しかし、再公開草案では予想信用損失の測定期間について、契約期間ではなく、実際の行動上の期間(behavioral life)にわたって測定されるべきことが指摘されています。たとえば、クレジットカードに代表されるリボルビング型(毎月一定額を返済していく返済方法をいう)の信用商品の契約上の解約可能期間は1日となっていたとしても、契約上の解約可能期間である1日を超えて長い期間にわたり信用が供与されているという実務があります。

こうした点を受け、IASBの再審議では、リボルビング型のローン・コミットメントと、それ以外に分けて議論されています。

(1)リボルビング型のローン・コミットメント

IASBでの再審議の結果、未利用のコミットメントについてキャンセル可能な契約であるからといって、必ずしも企業の信用損失エクスポージャーが契約上明記されている期間内に限って存在することにはならないとし、以下の点について暫定的に決定しています。

まず、予想信用損失(未利用のコミットメントに係る予想信用損失を含む)を見積もる期間は、企業が信用リスクに晒され、将来の貸出を回避できない期間とすべきであるとされています。

また、未利用のコミットメントに係る予想信用損失に関する割引計算は、コミットメントの利用により実行されている貸出金に係る予想信用損失の割引に用いるのと同ーの実効金利またはその近似値を用いることにより行うべきとされます。

なお、未利用のコミットメントに関する予想信用損失を別個に識別できる場合は、当該未利用のコミットメントに対して損失評価引当金が計上されますが、別個に識別できない場合はすでに実行されている貸出に係る予想信用損失についての損失評価引当金と一緒に表示すべきとされています。

(2)リボルビング型以外のローン・コミットメント及び金融保証契約

(1)で述べたリボルビング型を除くローン・コミットメント、金融保証契約については、予想信用損失を見積もるべき最大の期間は、企業が信用の提供を確約している契約期間であるとした再公開草案で提案された内容が確認されています。

また、すでに実行された金額と未利用の残高の双方について、予想信用損失を見積もる際には同じ割引率を適用すべきとされました。ただし、実効金利を算定できない場合は再公開草案において提案されたとおり割引率としてリスクフリー金利とキャッシュ・フローに固有のリスクを反映する率を用いるとされています。

なお、企業は、未利用の残高に関する予想信用損失を別個に識別できない場合には、未利用の残高に係る予想信用損失についての引当金を、実行された金額にかかる予想信用損失についての損失評価引当金と一緒に表示すべきとされる点はリボルビング型と同様です。

以上を比較の形でまとめると、次の表のとおりになります。

【表】ローン・コミットメント及び金融保証契約に関する暫定的決定の内容

タイプ	リボルビング型のローン・コミットメント	リボルビング型以外のローン・コミットメント、金融保証契約
予想信用損失の見積期間	企業が信用リスクに晒され、将来の貸出の実行が回避できない期間	企業が信用の提供を確約している契約期間(再公開草案どおり)
割引率	利用されたコミットメントに係る予想信用損失の割引に用いるのと同ーの実効金利またはその近似値	同左 但し、実効金利を算定できない場合はリスクフリー金利とキャッシュ・フローに固有のリスクを反映する率とする(再公開草案どおり)。
表示	未利用の残高に関する予想信用損失を別個に識別できない場合、未利用の残高に係る予想信用損失についての引当金を、実行された貸出金に係る予想信用損失に関する損失評価引当金とあわせて表示することを認める	

5. 実務上の簡便法

再公開草案は、ステージ1からステージ2またはステージ3に移行する際の信用リスクの著しい悪化の判定について、2つの実務上の簡便法を定めています。IASBによる再審議では、金融資産の期間経過が30日超となっている場合の反証可能な推定について、また、報告日において「信用リスクが低い」とされる金融資産の取扱いの細目について議論がなされました。

(1)金融資産の期日経過が30日超となっている場合の反証可能な推定

再公開草案では、契約上の支払が30日を超えて延滞している場合に金融商品の信用リスクが著しく悪化している旨の、反証可能な推定を設けることが提案されています。すなわち、30日を超えて延滞している場合は原則として信用リスクの著しい悪化とみなされますが、反証することで信用リスクの著しい悪化とみなさないことも可能とされていました。

この点について、特に貸手である企業が延滞の他に取引の相手方である借手固有の情報を有していない場合には、延滞の事実を信用リスクの著しい悪化の証拠として含めることが実務において非常に役立つとされています。その結果、30日超の延滞が、将来時点で起こりうる債務不履行リスクの著しい悪化とみなされることとなりますが、この点について多くのコメント提出者から支持されています。

これを受け、IASBでは、再公開草案で提案されたとおり、契約上の支払の期日経過が30日超となっている場合に信用リスクの著しい悪化があるとの、反証可能な推定を設けることが暫定的に確認されました。そのうえで、反証可能な推定を設ける目的は、信用リスクの著しい悪化を経験した金融商品を識別するための安全措置を設けることであり、その結果もっとも遅い時点で信用リスクの悪化を識別することとしての機能を果たすことにあるものの、逆に、反証可能な推定を適用することは、信用リスクの著しい悪化を、債務不履行または減損の客観的な証拠が生じるより前に識別することを意味することとされました。

(2)「信用リスクが低い」金融商品

再公開草案では、信用リスクが期末日において低い金融商品について、信用リスクの著しい悪化があるかどうかの評価を行うことなく、12ヵ月の予想信用損失と同額の引当金を測定する簡便的な取扱いが提案されています。

これについて、ほとんどのコメントは、減損モデルを適用するのに役立つ実務的な方法として支持しています。ただし、簡便的な方法を支持しつつも、さらに明確化を求める声も寄せられています。

これを受け、IASBは、信用リスクの低さについての記述の提案を修正し、次のような特徴を、「信用リスクが低い」の判定にあたってより適切に反映させることを暫定的に決定しました。

1. 当該金融商品の債務不履行のリスクが低いこと
2. 借手が短期的に自らの義務を果たす強力な能力を有していると考えられること

3. 貸手の長期的な予想では、経済や事業状況の不利な変化により、借手が義務を履行する能力が低下する可能性がある(ただし、必ずそうなるとは限らない)こと

また、上記のように「信用リスクが低い」という概念は、全期間の予想信用損失を認識する明確な境界線となることを意図したものではありません。むしろ、ある金融商品の信用リスクが低くなくなった場合に、企業は全期間の予想信用損失を認識すべきかどうかを判定するため、信用リスクの著しい悪化が生じているのかどうかを評価することになります。

さらに、金融商品が外部で格付けされていることは要求されないものの、外部格付がなされている場合は、信用リスクが低いということがグローバルな信用格付けにおけるいわゆる「投資適格」の定義と同じであることの明確化も暫定的に決定されています。

6. 割引率

予想信用損失額を計算するにあたり使用される割引率について、再公開草案ではリスクフリーレートと実効金利の間において選択できるものとされています。この提案に対しては、どのような率を用いるかにより金額に大きな差異が生じてしまうことが指摘されていました。

このため、IASBは、予想信用損失を実効金利またはその近似値で割り引くべきであると求めることを暫定的に決定しました。これは、現行のIAS第39号における要求事項とも整合するものであり、ステージ3は基本的にIAS第39号の下における減損の状況と対応していることから、ステージ1、ステージ2からステージ3に移行したときの割引率の調整が不要となります。

7. 開示

再公開草案において提案された、予想信用損失から生じた金額及び金融商品の信用リスクの悪化及び改善の影響を示すとの開示項目の目的について、全体としては支持が得られています。しかし、開示における要求事項に関する負荷が大きいなどの懸念も寄せられています。すなわち、開示についても原則主義によるべきこと、項目が詳細にわたるべきでないこと、信用リスク管理の実務との適合を求めることが主張され、また、個別項目についても実務上の困難さが指摘されています。

具体的には、IASBにて金融資産の総額での帳簿価額の期首残高と期末残高との間の調整表や、担保または他の信用補完に関する開示などについての議論がなされ、再公開草案の修正またはその要求事項の明確化が暫定的に決定されました。

8. 移行措置

予想信用損失モデルの適用開始時に企業が適用すべき経過措置について、再公開草案の要求事項はIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用すべきとしています。しかし、金融資産の当初認識時における信用リスクに関する情報を遡及して入手できないとして、移行時に信用リスクの著しい悪化を識別するため、延滞その他の関連する情報を考慮することの明確化を求めるコメントが寄せられました。

これを受け、IASB は信用リスクが著しく悪化しているかどうかを評価するため、適用指針または設例を記載することを暫定的に決定しました。たとえば、移行時における信用リスクの著しい悪化の検討につき、前述の期日経過が 30 日超となっている契約上の支払に関する反証可能な推定を用いて行う方法などが示されることとなっています。

IV 今後の動向

1. 米国基準とのコンバージェンスー米国財務会計審議会 (FASB) における審議動向ー

本プロジェクトは当初より IASB と FASB との共同プロジェクトとして進められてきました。FASB は現在、単独で全期間予想信用損失モデル (CECL モデル) を提案しています。これは、現行の米国基準の複雑性を低減することにつながることに加え、利用者である投資家が理解可能とされる最も単純な予想損失モデルであること、全期間の予想信用損失を認識することが重要であって目的適格的であることなどが理由として挙げられています。

今後、CECL モデルをより洗練されたものとするため、改良を続けるとしており、IASB とは異なるモデルでの検討を続けることとなります。また、予想信用損失の計算において割引計算を要求しないとされている点でも、IASB のモデルとは異なります。

さらに、その他の包括利益を通じた公正価格測定 (FVOCI) に区分された金融資産に対する減損モデルについても再審議することが予定されているなど、金融資産の減損は、金融資産の分類と測定に関する IASB と FASB との異なる決定内容による影響をも受けることとなります。

なお、FASB は最終基準を 2014 年 6 月末までに公表することを計画しています。

2. 今後のスケジュールー最終基準化に向けてー

金融資産の減損を含む IFRS 第 9 号の強制発効日については、2013 年 11 月の最終基準の公表においていったん削除されました。IASB における議論の結果、2018 年 1 月 1 日以降開始される財務報告期間より IFRS 第 9 号が強制適用となることが暫定的に決定されました。

また、IASB の作業計画によると、IFRS 第 9 号の最終基準の公表は 2014 年第 2 四半期末までに予定されています。